

平成27年度
年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績報告及び自己評価書

1． 当事務及び事業に関する基本情報														
I — 1			管理運用の基本的な方針、運用の目標											

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	
管 理 及 び 運 用 の 具 体 的 な 方 針 の 策 定	少なくとも毎 年1回検討	年1回	7回（見直し の回数）						予算額（千円）						
									決算額（千円）						
各資産毎の ベンチマー ク収益率の 確保※	各資産毎の ベンチマー ク収益率の 確保	国内債券に対する超 過収益率	－0.23%						経常費用（千円）						
			＋0.02%						経常利益（千円）						
		外国債券に対する超 過収益率	－0.58%						行政サービス実 施コスト（千円）						
			＋0.03%						従事人員数	－	－	－	－	－	
		外国株式に対する超 過収益率													

※業務概況書において確定するため、今後変わりうる可能性があります。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3． 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価														
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価									
					業務実績					自己評価				
	第 3 国民に対 して提供するサ ービスその他の 業務の質の向上 に関する事項	第 1 国民に対 して提供するサ ービスその他の 業務の質の向上 に関する目標を 達成するためと るべき措置	第 1 国民に対 して提供するサ ービスその他の 業務の質の向上 に関する目標を 達成するためと るべき措置		第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。 ベンチマーク収益率の確保については、国内債券については、－0． 2 3 %の超過収益率となった。国内債券全体の超過収益率に対して要因分析を行うと、超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価連動国債の影響によるものである。物価連動国債については、中長期的なデフレ脱却を見込んでインフレリスクを軽減するという考え方の下で組み入れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待インフレ率が低下したため、－0． 2 2 %の寄与度となった。なお、物価連動国債以外の国内債券では、－0． 0 1 %の寄与度と概ねベンチマーク並みの収益率を確保している。 外国債券については、－0． 5 8 %の超過収益率となった。多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中（7～9月）の中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受け、4～9月は－0． 4 5 %				
	1．年金積立金の 管理及び運用の 基本的な方針	1．年金積立金の 管理及び運用の 基本的な方針	1．年金積立金の 管理及び運用の 基本的な方針		1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針									
	年金積立金の 運用は、年金積立 金が被保険者から 徴収された保険料 の一部であり、かつ、 将来の年金給付の貴重 な財源となるも	年金積立金の 運用は、年金積立 金が被保険者から 徴収された保険料 の一部であり、かつ、 将来の年金給付の貴重 な財源となるも	年金積立金の 運用は、年金積立 金が被保険者から 徴収された保険料 の一部であり、かつ、 将来の年金給付の貴重 な財源となるも		平成2 6年1 0月に変更された第2期中期目標及び第3期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1． 7 %を最低限のリスクで確保することされた。第3期中期計画においては、平成2 6年1 0月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第3期の基本ポートフォリオとして継続することとした。 第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年									

	のであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。	のであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号）（以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団を	金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平成２７年４月１日付け、平成２７年４月２２日付け、平成２７年６月１８日付け、平成２７年８月１３日付け、平成２７年９月１６日付け、平成２７年１０月１日付け、及び平成２８年２月１０日付けで改正を実施し、運用委員会に報告後、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （平成２７年４月１日改正） 第３期中期目標及び第３期中期計画の策定に併せて、第２期中期目標及び第２期中期計画からの変更点についての改正を行った。 （平成２７年４月２２日改正） オルタナティブ資産に関する運用ガイドライン及び配分・回収等についての記載を追加した。 （平成２７年６月１８日改正） 外貨建て投資信託受益証券ファンドにおいて管理及び運用を行う投資信託の投資対象をインフラストラクチャーからオルタナティブ資産に変更する改正を行った。 （平成２７年８月１３日改正） 外国債券について、運用対象にハイイールド債の追加及び評価ベンチマークをシティ世界国債インデックスにする改正を行った。 （平成２７年９月１６日改正） 国連責任投資原則への署名に併せて、ＥＳＧに関する取組み及び公表に関する記載を追加した。 （平成２７年１０月１日改正） 管理運用の方針に関する記載を追加した。 （平成２８年２月１０日改正） 運用受託機関、資産管理機関及びトランジション・マネジャーについて、総合評価の評価項目に情報セキュリティ対策に関する記載を追加した。	の超過収益率となった。一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の１０月～３月においては、再び中国の景気減速懸念が高まり、また原油価格が下落した。ＥＣＢは２度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、この間は－０．１４％の超過収益率となった。 内外株式については、プラスの超過収益率を確保した。 ＧＰＩＦの運用については、各資産毎のベンチマーク収益率に対する超過収益率の確保と基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用が求められている。これらの効果を評価するために運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との比較により要因分析をすると、国内債券及び外国債券の超過収益率がマイナスであったことがマイナスに寄与（個別資産要因）したものの、資産配分においてベンチマーク収益率の高かった国内債券が基本ポートフォリオに対してオーバーウェイトとしていること等がプラスに寄与（資産配分要因）し、複合ベンチマーク収益率と同水準の収益率を確保している（差は０．００％）ことも踏まえ、Ｂと評価する。 <table><tr><th colspan="5">【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】</th></tr><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>その他要因 (誤差含む) ③</th><th>①+②+③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.11%</td><td>-0.07%</td><td>-0.01%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.05%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.04%</td><td>-0.09%</td><td>0.01%</td><td>-0.12%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.02%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.07%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0.21%</td><td>-0.15%</td><td>-0.06%</td><td>0.00%</td></tr></table>	【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】						資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③	国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%	国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%	外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%	外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%	短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%	合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%
【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】																																												
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③																																								
国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%																																								
国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%																																								
外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%																																								
外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%																																								
短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%																																								
合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%																																								

		いう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	いう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成27年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。			
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成27年度における各	<評価の視点> (1) 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。 平成27年度においては、乖離許容幅を超過することはなかった。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、第3次	【評価の視点】 (1) 4資産中2資産(内外株式)について、プラスの超過収益率を確保することができたものの、他の2資産(内外債券)についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。 国内債券については、-0.23%の超過収益率となった。国内債券全体の超過収益率に対して要因分析を行うと、超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価連動国債の影響によるものである。物価連動国債については、中長期的なデフレ脱却を見込んでインフレリスクを軽減するという考え方の下で組み入れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待インフレ率が低下したため、-0.22%の寄与度となった。なお、物価連動国債以外の国内債券では、-0.01%の寄与度と概ねベンチマーク並みの収益率を確保している。 外国債券については、-0.58%の超過収益率となった。多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング

	期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。 （2）ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間にお	的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。		審査を実施し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定した。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 平成27年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 i 外国株式アクティブ運用受託機関（15ファンド）： 11月24日～12月14日 ii 国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関（22ファンド）：12月16日～12月18日 iii 国内株式アクティブ運用受託機関（17ファンド）： 1月12日～1月22日 iv 国内債券アクティブ運用受託機関（9ファンド）： 1月25日～2月3日 イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づき総合評価を行った。 また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 →国内株式アクティブ運用受託機関 1ファンド →外国株式アクティブ運用受託機関 2ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →外国株式アクティブ運用受託機関 3ファンド エ 国内株式アクティブ運用において、伝統的アクティブ運用との分散投資効果を高めることを目的に、スマートβ型アクティブ運用の割合を増やし、国内株式アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に努めた。	債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中（7～9月）の中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受け、4～9月は－0.45%の超過収益率となった。一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の10月～3月においては、再び中国の景気減速懸念が高まり、また原油価格が下落した。ECBは2度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、この間は－0.14%の超過収益率となった。 （2） 業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の選定、管理及び評価を行った。また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。さらに前年度の課題であった国内株式アクティブ運用においては、分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と関連の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率を年度初の36%程度から年度末には52%程度まで拡大させた。スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%（伝統的アクティブ運用は▲0.46%）とTOPIXを大きく上回るとともに、アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に寄与しており、所期の目標を達成していると考え （3） 各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、新たにベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考え
--	--	--	--	--	---	---

	いて、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	より構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。		の分析が行われ、必要な対応がとられているか。 （４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。 （５）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年１回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。	オ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第１．２．（２）【自家運用】において詳述。）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 【平成２７年度末時点】 ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：５，６５７億円 収益額：１億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：１兆３，０００億円 収益額：５億円 ・キャッシュアウト等対応ファンド 貸付運用資産：９兆５，９０８億円 収益額：２９億円		（４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いたことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （５）業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考ええる。
							〈課題と対応〉 国内債券及び外国債券において、ベンチマーク並みの収益率を確保することができなかったことから、マネジャー・ベンチマークの組み合わせ及び個別運用機関の運用状況等について検証する。

				国内債券については、－０．２３％の超過収益率となった。国内債券全体の超過収益率に対して要因分析を行うと、超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価連動国債の影響によるものである。物価連動国債については、中長期的なデフレ脱却を見込んでインフレリスクを軽減するという考え方の下で組み入れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待インフレ率が低下したため、－０．２２％の寄与度となった。なお、物価連動国債以外の国内債券では、－０．０１％の寄与度と概ねベンチマーク並みの収益率を確保している。 外国債券については、－０．５８％の超過収益率となった。多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中（７～９月）の中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受け、４～９月は－０．４５％の超過収益率となった。一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の１０月～３月においては、再び中国の景気減速懸念が高まり、また原油価格が下落した。ＥＣＢは２度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、この間は－０．１４％の超過収益率となった。 ●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>要因分析</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>アクティブ運用については、国債セクターの銘柄選択（物価連動国債）等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、－０．２３％の超過収益率となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>アクティブ運用については、情報・通信業及び電気機器セクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、マネジャー・ベンチマークであるＪＰＸ日経４００及びＭＳＣＩ Japan Standard（グロス）の収益率が、ＴＯＰＩＸ（配当込み）の収益率より低かったこと等がマイナスに寄与した。国内株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>アクティブ運用については、米ドル建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、－０．５８％の超過収益率となった。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>アクティブ運用については、先進国市場においては、概ねベンチマーク並みの収益率となり、エマージング市場においては、銀行、消費者サービス及び食品・飲料・タバコセクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr></table> ●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びベンチマーク選択効		要因分析	国内債券	アクティブ運用については、国債セクターの銘柄選択（物価連動国債）等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、－０．２３％の超過収益率となった。	国内株式	アクティブ運用については、情報・通信業及び電気機器セクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、マネジャー・ベンチマークであるＪＰＸ日経４００及びＭＳＣＩ Japan Standard（グロス）の収益率が、ＴＯＰＩＸ（配当込み）の収益率より低かったこと等がマイナスに寄与した。国内株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。	外国債券	アクティブ運用については、米ドル建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、－０．５８％の超過収益率となった。	外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、概ねベンチマーク並みの収益率となり、エマージング市場においては、銀行、消費者サービス及び食品・飲料・タバコセクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。	
	要因分析														
国内債券	アクティブ運用については、国債セクターの銘柄選択（物価連動国債）等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、－０．２３％の超過収益率となった。														
国内株式	アクティブ運用については、情報・通信業及び電気機器セクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、マネジャー・ベンチマークであるＪＰＸ日経４００及びＭＳＣＩ Japan Standard（グロス）の収益率が、ＴＯＰＩＸ（配当込み）の収益率より低かったこと等がマイナスに寄与した。国内株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。														
外国債券	アクティブ運用については、米ドル建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、－０．５８％の超過収益率となった。														
外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、概ねベンチマーク並みの収益率となり、エマージング市場においては、銀行、消費者サービス及び食品・飲料・タバコセクターの銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの収益率となった。														

果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ファンド要因 ①	ベンチマーク 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①＋②＋③
国内債券	-0.23%	0.02%	-0.02%	-0.23%
国内株式	-0.02%	0.05%	-0.02%	0.02%
外国債券	-0.03%	-0.12%	0.01%	-0.14%
外国株式	0.03%	0.01%	-0.01%	0.03%

（注1）ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。

（注2）ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。

（注3）その他要因とは、各ファンドの平残ウェイトを使用することによる計算上の誤差等の要因。

（注4）外国債券については、マネジャーストラクチャーの変更があったため、10月以降を分析の対象としている。

〔国内債券〕

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)
ファンド要因	0.00%	0.00%	0.01%
ベンチマーク要因	0.11%	0.48%	-0.78%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.04%	-0.28%	-0.23%
ベンチマーク要因	0.14%	0.06%	0.02%

（注）物価連動国債ファンドのマネジャー・ベンチマークは、NOMURA-BPI国債として算出。

〔外国債券〕

	パッシブ全体	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)
ファンド要因	0.00%	-0.01%	-0.03%
ベンチマーク要因	0.01%	-0.06%	-0.04%

	欧州総合 (アクティブ)	物価連動 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)
ファンド要因	0.00%	0.00%	0.01%
ベンチマーク要因	0.01%	-0.01%	-0.04%

	欧州ハイイールド (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	インフラストラクチャー (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.00%	0.00%	0.00%	-0.03%
ベンチマーク要因	0.00%	0.00%	0.00%	-0.12%

					〔国内株式〕 <table><tr><th></th><th>TOPIX (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>RUSSELL/NOMURA Small Cap (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>0.02%</td><td>-0.03%</td><td>0.02%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>0.00%</td><td>-0.06%</td><td>0.02%</td></tr></table><table><tr><th></th><th>野村RAFI (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>MSCI Japan small (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>S&P GIVI Japan (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>-0.01%</td><td>0.00%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>0.04%</td><td>0.03%</td><td>0.11%</td></tr></table><table><tr><th></th><th>TOPIX (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)</th><th>JPX日経400 (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)</th><th>MSCI Japan Standard (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>0.00%</td><td>-0.01%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>0.00%</td><td>-0.03%</td><td>-0.06%</td></tr></table><table><tr><th></th><th>RUSSELL/NOMURA Prime (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)</th><th>合計</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>0.00%</td><td>-0.02%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>0.00%</td><td>0.05%</td></tr></table> 〔外国株式〕 <table><tr><th></th><th>ﾊﾞｯｼﾌﾞ 全体</th><th>先進国 (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>0.03%</td><td>-0.03%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>-0.05%</td><td>0.11%</td></tr></table><table><tr><th></th><th>ｴﾓｰｼﾞﾝｸﾞ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>ﾌﾞﾗｲﾍﾞｰﾄﾞｴｷｼﾃｨ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)</th><th>合計</th></tr><tr><td>ﾌｧﾝﾄﾞ 要因</td><td>0.03%</td><td>0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因</td><td>-0.05%</td><td>0.00%</td><td>0.01%</td></tr></table> 【ベンチマーク】 ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。		TOPIX (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.02%	-0.03%	0.02%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.06%	0.02%		野村RAFI (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	MSCI Japan small (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	S&P GIVI Japan (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	-0.01%	0.00%	0.01%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.04%	0.03%	0.11%		TOPIX (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	JPX日経400 (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	MSCI Japan Standard (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.00%	-0.01%	0.00%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.03%	-0.06%		RUSSELL/NOMURA Prime (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	合計	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.00%	-0.02%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	0.05%		ﾊﾞｯｼﾌﾞ 全体	先進国 (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.03%	-0.03%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.05%	0.11%		ｴﾓｰｼﾞﾝｸﾞ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	ﾌﾞﾗｲﾍﾞｰﾄﾞｴｷｼﾃｨ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	合計	ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.03%	0.00%	0.03%	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.05%	0.00%	0.01%	
	TOPIX (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (ｱｸﾃｨﾌﾞ)																																																																					
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.02%	-0.03%	0.02%																																																																					
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.06%	0.02%																																																																					
	野村RAFI (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	MSCI Japan small (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	S&P GIVI Japan (ｱｸﾃｨﾌﾞ)																																																																					
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	-0.01%	0.00%	0.01%																																																																					
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.04%	0.03%	0.11%																																																																					
	TOPIX (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	JPX日経400 (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	MSCI Japan Standard (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)																																																																					
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.00%	-0.01%	0.00%																																																																					
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.03%	-0.06%																																																																					
	RUSSELL/NOMURA Prime (ﾊﾞｯｼﾌﾞ)	合計																																																																						
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.00%	-0.02%																																																																						
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	0.05%																																																																						
	ﾊﾞｯｼﾌﾞ 全体	先進国 (ｱｸﾃｨﾌﾞ)																																																																						
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.03%	-0.03%																																																																						
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.05%	0.11%																																																																						
	ｴﾓｰｼﾞﾝｸﾞ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	ﾌﾞﾗｲﾍﾞｰﾄﾞｴｷｼﾃｨ (ｱｸﾃｨﾌﾞ)	合計																																																																					
ﾌｧﾝﾄﾞ 要因	0.03%	0.00%	0.03%																																																																					
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.05%	0.00%	0.01%																																																																					

				<table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債及びNOMURA－BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX (配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>〇～平成27年9月 シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの） 〇平成27年10月～ シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr></table>	国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債及びNOMURA－BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	国内株式	TOPIX (配当込み)	外国債券	〇～平成27年9月 シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの） 〇平成27年10月～ シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）	外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																												
国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債及びNOMURA－BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																																							
国内株式	TOPIX (配当込み)																																							
外国債券	〇～平成27年9月 シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの） 〇平成27年10月～ シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）																																							
外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																																							
【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の3つの要因に分解すると、次のとおりである。																																								
<table><tr><td></td><td>資産配分要因 ①</td><td>個別資産要因 ②</td><td>その他要因 (誤差含む) ③</td><td>①+②+③</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.11%</td><td>-0.07%</td><td>-0.01%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.05%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.04%</td><td>-0.09%</td><td>0.01%</td><td>-0.12%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.02%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.07%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0.21%</td><td>-0.15%</td><td>-0.06%</td><td>0.00%</td></tr></table>							資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③	国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%	国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%	外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%	外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%	短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%	合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③																																				
国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%																																				
国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%																																				
外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%																																				
外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%																																				
短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%																																				
合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%																																				
運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較すると、ほとんど乖離がなかった。これは、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券等が基本ポートフォリオに対して平均的にオーバーウェイトとなったことがプラスに寄与した一方で、個別資産要因において、国内債券及び外国債券の超過収益率がマイナスであったことがマイナスに寄与したことによるものである。																																								

					<平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況> 「必ずしも単年度で評価すべきではないが、日本株アクティブ運用については、改善に努めるべき。」との意見を受け、国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率を年度初の36%程度から年度末には52%程度まで拡大させた。スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%（伝統的アクティブ運用は▲0.46%）とTOPIXを大きく上回るとともに、アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に寄与した。 「ベンチマーク選択効果、マネジャー選択効果を切り分ける等、将来に対して有益な示唆をもたらすより深い分析を検討すべき。」「運用の高度化に応じ、アクティブ運用によりスポットライトを当てて評価を行うべき。」との外部有識者の意見を受け、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用していることから、新たにベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。	
--	--	--	--	--	--	--

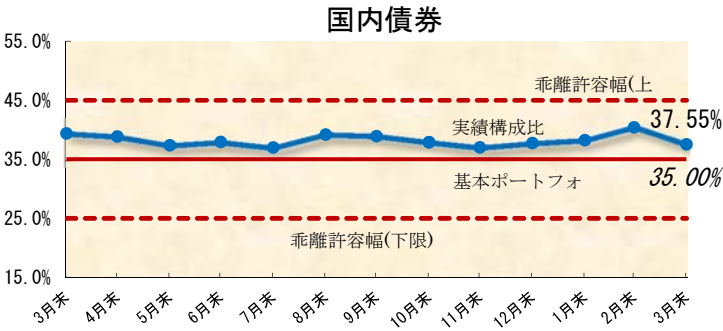
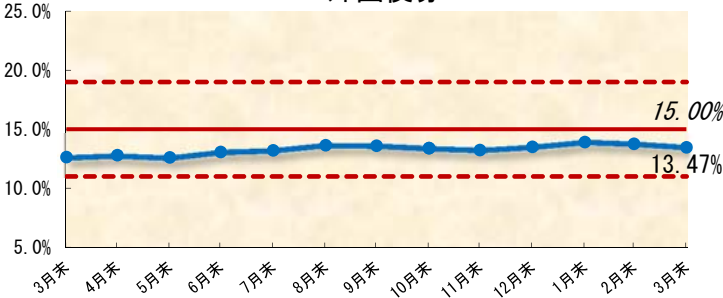
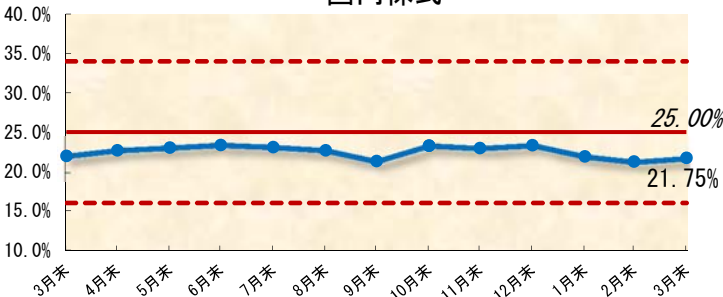
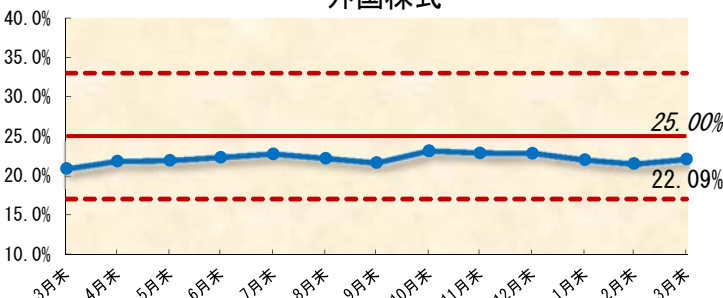
1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－2	リスク管理

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
資産全体の資産 構成割合とポー トフォリオとの 乖離状況を把握 し、市場動向等 を分析し、リバ ランスを検討し た回数。	適切なリスク 管理	月 1 回以上	年間 51 回						予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
市場変動時にリ スクシナリオ等 を用いて検討し た回数	適切なリスク 管理	－	4 回							決算額（千円）				
									経常費用（千円）	－	－	－	－	－
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政サービス実 施コスト（千円）	－	－	－	－	－
									従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	（3）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るととも	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金につ	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託され		（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体及び外国債券全体のリスクに与える影響について注視した。 リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、リスク管理については、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関等の各種リスク管理を適切に行った。また、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めたことを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。

に、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	いて、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチ	いて、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	＜評価の視点＞ （１）資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必	【乖離状況の把握等】 平成２７年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。（各資産ごとの乖離許容幅については P.33 基本ポートフォリオを参照） ●基本ポートフォリオとの乖離状況 国内債券  外国債券  国内株式  外国株式 	【評価の視点】 （１）年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握等については、少なくとも毎月1回は適切に実施しており、所期の目標を達成していると考える。 （２）月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続しており、さらに運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めており、所期の目標を達成していると考える。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価については、毎月運用リスク管理委員会を開催し、適切に行われており、所期の目標を達成していると考える。
---	--	--	---	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差） (単位：％) <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>4月</td><td>0.08</td><td>0.30</td><td>0.18</td><td>0.14</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.08</td><td>0.30</td><td>0.18</td><td>0.14</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.08</td><td>0.30</td><td>0.18</td><td>0.15</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.08</td><td>0.30</td><td>0.18</td><td>0.14</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.08</td><td>0.30</td><td>0.19</td><td>0.14</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.08</td><td>0.29</td><td>0.20</td><td>0.14</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.08</td><td>0.28</td><td>0.23</td><td>0.14</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.08</td><td>0.28</td><td>0.27</td><td>0.14</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.08</td><td>0.28</td><td>0.30</td><td>0.14</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.09</td><td>0.28</td><td>0.34</td><td>0.14</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.11</td><td>0.28</td><td>0.35</td><td>0.14</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.10</td><td>0.28</td><td>0.36</td><td>0.14</td></tr></table> ●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度） <table><tr><td></td><td>国内株式アクティブ</td><td>外国株式アクティブ</td></tr><tr><td>4月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.99</td><td>1.00</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.99</td><td>1.00</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.99</td><td>0.98</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.99</td><td>0.99</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.99</td><td>0.98</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.08	0.30	0.18	0.14	5月	0.08	0.30	0.18	0.14	6月	0.08	0.30	0.18	0.15	7月	0.08	0.30	0.18	0.14	8月	0.08	0.30	0.19	0.14	9月	0.08	0.29	0.20	0.14	10月	0.08	0.28	0.23	0.14	11月	0.08	0.28	0.27	0.14	12月	0.08	0.28	0.30	0.14	1月	0.09	0.28	0.34	0.14	2月	0.11	0.28	0.35	0.14	3月	0.10	0.28	0.36	0.14		国内株式アクティブ	外国株式アクティブ	4月	0.99	0.99	5月	0.99	1.00	6月	0.98	0.99	7月	0.99	1.00	8月	0.99	0.99	9月	0.99	0.99	10月	0.99	0.99	11月	0.99	0.99	12月	0.99	0.99	1月	0.99	0.98	2月	0.99	0.99	3月	0.99	0.98	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																										
4月	0.08	0.30	0.18	0.14																																																																																																										
5月	0.08	0.30	0.18	0.14																																																																																																										
6月	0.08	0.30	0.18	0.15																																																																																																										
7月	0.08	0.30	0.18	0.14																																																																																																										
8月	0.08	0.30	0.19	0.14																																																																																																										
9月	0.08	0.29	0.20	0.14																																																																																																										
10月	0.08	0.28	0.23	0.14																																																																																																										
11月	0.08	0.28	0.27	0.14																																																																																																										
12月	0.08	0.28	0.30	0.14																																																																																																										
1月	0.09	0.28	0.34	0.14																																																																																																										
2月	0.11	0.28	0.35	0.14																																																																																																										
3月	0.10	0.28	0.36	0.14																																																																																																										
	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ																																																																																																												
4月	0.99	0.99																																																																																																												
5月	0.99	1.00																																																																																																												
6月	0.98	0.99																																																																																																												
7月	0.99	1.00																																																																																																												
8月	0.99	0.99																																																																																																												
9月	0.99	0.99																																																																																																												
10月	0.99	0.99																																																																																																												
11月	0.99	0.99																																																																																																												
12月	0.99	0.99																																																																																																												
1月	0.99	0.98																																																																																																												
2月	0.99	0.99																																																																																																												
3月	0.99	0.98																																																																																																												

				●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率） <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">国内債券修正デュレーション</th></tr><tr><th>ポ ー ト フ ォ リ オ</th><th>ベ ン チ マ ー ク</th><th>乖 離</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>6.84</td><td>6.91</td><td>-0.07</td></tr><tr><td>5月</td><td>6.80</td><td>6.77</td><td>0.03</td></tr><tr><td>6月</td><td>6.89</td><td>6.85</td><td>0.03</td></tr><tr><td>7月</td><td>6.90</td><td>6.86</td><td>0.04</td></tr><tr><td>8月</td><td>6.89</td><td>6.81</td><td>0.08</td></tr><tr><td>9月</td><td>6.95</td><td>6.91</td><td>0.04</td></tr><tr><td>10月</td><td>6.90</td><td>6.88</td><td>0.02</td></tr><tr><td>11月</td><td>6.86</td><td>6.83</td><td>0.04</td></tr><tr><td>12月</td><td>6.99</td><td>6.99</td><td>0.00</td></tr><tr><td>1月</td><td>7.03</td><td>7.03</td><td>0.00</td></tr><tr><td>2月</td><td>7.15</td><td>7.08</td><td>0.07</td></tr><tr><td>3月</td><td>7.35</td><td>7.35</td><td>0.00</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">外国債券実効デュレーション</th></tr><tr><th>ポ ー ト フ ォ リ オ</th><th>ベ ン チ マ ー ク</th><th>乖 離</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>6.62</td><td>6.56</td><td>0.05</td></tr><tr><td>5月</td><td>6.58</td><td>6.53</td><td>0.06</td></tr><tr><td>6月</td><td>6.40</td><td>6.44</td><td>-0.04</td></tr><tr><td>7月</td><td>6.25</td><td>6.50</td><td>-0.25</td></tr><tr><td>8月</td><td>6.37</td><td>6.52</td><td>-0.15</td></tr><tr><td>9月</td><td>6.41</td><td>6.55</td><td>-0.14</td></tr><tr><td>10月</td><td>6.53</td><td>6.80</td><td>-0.27</td></tr><tr><td>11月</td><td>6.53</td><td>6.81</td><td>-0.28</td></tr><tr><td>12月</td><td>6.55</td><td>6.77</td><td>-0.23</td></tr><tr><td>1月</td><td>6.66</td><td>6.90</td><td>-0.25</td></tr><tr><td>2月</td><td>6.70</td><td>6.98</td><td>-0.28</td></tr><tr><td>3月</td><td>6.76</td><td>7.05</td><td>-0.29</td></tr></tbody></table> 流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。		国内債券修正デュレーション			ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離	4月	6.84	6.91	-0.07	5月	6.80	6.77	0.03	6月	6.89	6.85	0.03	7月	6.90	6.86	0.04	8月	6.89	6.81	0.08	9月	6.95	6.91	0.04	10月	6.90	6.88	0.02	11月	6.86	6.83	0.04	12月	6.99	6.99	0.00	1月	7.03	7.03	0.00	2月	7.15	7.08	0.07	3月	7.35	7.35	0.00		外国債券実効デュレーション			ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離	4月	6.62	6.56	0.05	5月	6.58	6.53	0.06	6月	6.40	6.44	-0.04	7月	6.25	6.50	-0.25	8月	6.37	6.52	-0.15	9月	6.41	6.55	-0.14	10月	6.53	6.80	-0.27	11月	6.53	6.81	-0.28	12月	6.55	6.77	-0.23	1月	6.66	6.90	-0.25	2月	6.70	6.98	-0.28	3月	6.76	7.05	-0.29	
	国内債券修正デュレーション																																																																																																																		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離																																																																																																																
4月	6.84	6.91	-0.07																																																																																																																
5月	6.80	6.77	0.03																																																																																																																
6月	6.89	6.85	0.03																																																																																																																
7月	6.90	6.86	0.04																																																																																																																
8月	6.89	6.81	0.08																																																																																																																
9月	6.95	6.91	0.04																																																																																																																
10月	6.90	6.88	0.02																																																																																																																
11月	6.86	6.83	0.04																																																																																																																
12月	6.99	6.99	0.00																																																																																																																
1月	7.03	7.03	0.00																																																																																																																
2月	7.15	7.08	0.07																																																																																																																
3月	7.35	7.35	0.00																																																																																																																
	外国債券実効デュレーション																																																																																																																		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離																																																																																																																
4月	6.62	6.56	0.05																																																																																																																
5月	6.58	6.53	0.06																																																																																																																
6月	6.40	6.44	-0.04																																																																																																																
7月	6.25	6.50	-0.25																																																																																																																
8月	6.37	6.52	-0.15																																																																																																																
9月	6.41	6.55	-0.14																																																																																																																
10月	6.53	6.80	-0.27																																																																																																																
11月	6.53	6.81	-0.28																																																																																																																
12月	6.55	6.77	-0.23																																																																																																																
1月	6.66	6.90	-0.25																																																																																																																
2月	6.70	6.98	-0.28																																																																																																																
3月	6.76	7.05	-0.29																																																																																																																
	③ 各運用受託機関 運用受託機関に	③ 各運用受託機関 運用受託機関ご	（6）各資産のベンチマークとは異なるベンチマ		（6） 国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響につ																																																																																																														

		対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。	とに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。	ークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。 (7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。	イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、3ファンド(3案件)については、ガイドライン違反の事象が発生したことから、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意を行った。 株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を超える銘柄の報告を求めた。また、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 ○総合評価を目的とした定期ミーティング i 外国株式アクティブ運用受託機関(15ファンド): 11月24日～12月14日 ii 国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関(22ファンド): 12月16日～12月18日 iii 国内株式アクティブ運用受託機関(17ファンド): 1月12日～1月22日 iv 国内債券アクティブ運用受託機関(9ファンド): 1月25日～2月3日 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 →国内株式アクティブ運用受託機関 1ファンド →外国株式アクティブ運用受託機関 2ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →外国株式アクティブ運用受託機関 3ファンド エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成27年度において運用体制の変更等があったものは11ファンドで11件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは6ファンドで6件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求め、うち1ファンドについては、運用体制に重大な変更が生じたと判断し、解約した。なお、外国債券の運用受託機関構成の見直し中に発生した中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受けた。	いて定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考え る。 (7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、所期の目標を達成していると考え る。 (8) 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、その遵守状
--	--	--	--	--	---	--

		④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。 (9) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更にについて、注意しているか。	【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した(4社)。 ウ 総合評価のためのミーティングを平成27年12月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、問題がないことを確認した。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成27年度においては、4社9件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。	況、資産管理状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、所期の目標を達成していると考え る。 (9) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考え る。 (10) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理行っており、所期の目標を達成していると考え る。
		⑤ 自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	(10) 自家運用において、運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。	【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成27年12月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継	

					続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、既存16社中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。	〈課題と対応〉 運用受託機関構成の見直し中のリスク管理については、課題と認識している。
--	--	--	--	--	--	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
国内債券 B P I 国債型パッシブ運用イン ハウス比率	インハウス運 用の活用	30.7%	65.8%						予算額（千円）	—				
ファンド数	運用受託機関 等の選定・管 理	83 ファンド	95 ファンド						決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
									経常費用（千円）	—	—	—	—	—
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	（４）運用手法について 運用手法については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切にリスク管理を行うこと。 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ	（３）運用手法について 運用手法については、例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリスク	（３）運用手法 ① 運用手法については、例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリス	＜評価の視点＞ （１）運用手法について、運用委員会の審議を経るなど、運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切にリスク管理が行われているか。	（３）運用手法 ① 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、第3次審査を実施し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、平成27年度は外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関の見直しを適切に実施し、多様なプロダクトを選定して資金配分等における柔軟性を高めたほか、外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。また、国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と関連の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%（伝統的アクティブ運用は▲0.46%）とTOPIXを大きく上回るとともに、アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に寄与した。さらに、国連責任投資原則（UNPRI）に署名したことに加え、スチュワードシップ推進グループを新たに立ち上げ、国内株式及び外国株式の運用において運用委託先を含めたESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を考慮した取り組みの分析・評価を行うこととした。

	運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。 収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。 外部運用機関の優れたノウハウ等	管理を行う。 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。 また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォー	ク管理を行う。 ② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。 ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。 ③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。非伝統的資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を検討する。	(2) アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。 (3) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。 また、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見	② 平成27年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり外国債券の6割強、その他の資産の8割強がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成28年3月末） (単位：%) <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>合計</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>82.50</td><td>81.52</td><td>64.94</td><td>84.15</td><td>79.28</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>17.50</td><td>18.48</td><td>35.06</td><td>15.85</td><td>20.72</td></tr></table> 外国債券アクティブ運用受託機関の第3次審査における現地実査において、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを最終的に選定した。 ③ 外国債券の運用受託機関構成の見直しに際し、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、外国債券の評価ベンチマークを従来の複合ベンチマークからシティ世界国債インデックスに一本化した。 非伝統的資産の評価については、運用委員会で審議し、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に則り、リターンについては内部収益率(IRR)で計測し、伝統的資産のベンチマークに対する超過リターンはパブリック・マーケット・エクイバレント(PME)の方法で計測することとした。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	82.50	81.52	64.94	84.15	79.28	アクティブ	17.50	18.48	35.06	15.85	20.72	国内債券BPI国債型パッシブ運用において、委託手数料の削減、リバランス等における機動性の向上を目的として外部の運用受託機関からインハウスのファンドに現物移管(インハウス比率平成26年度30.7%から平成27年度65.8%)するなど、インハウス運用の活用を進めた。 以上のことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、A評価とする。 【評価の視点】 (1) 外国債券の運用受託機関の選定にあたり運用委員会による審議を経て実施しており、所期の目標を達成していると考えられる。 (2) アクティブ運用については、平成27年度においては、4資産中2資産(内外株式)について、超過収益を獲得することができたものの、他の2資産(内外債券)については超過収益を獲得できなかった。また、外国債券の運用受託機関の第3次審査において、現地実査を踏まえ、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを最終的に選定しており、所期の目標を達成していると考えられる。 (3) 外国債券の運用受託機関構成の見直しに際し、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、外国債券の評価ベンチマークを従来の複合ベンチマークからシティ世界国債インデックスに一本化した。また、非伝統的資産の評価については、運用委員会で審議し、リターンについては内部収益率(IRR)で計測し超過リターンはパブリック・マーケット・エクイバレント(PME)の方法で計測することとし、超過リターンの公表の際には評価方法についても明らかにすることとしており、所期の目標を達成していると考えられる。
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																			
パッシブ	82.50	81.52	64.94	84.15	79.28																			
アクティブ	17.50	18.48	35.06	15.85	20.72																			

	を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。	マンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。 外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。	④ 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。	に基づき評価方法を明らかにしているか。 （４）収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。	④平成２７年度においては、以下の取組を実施した。 ア 国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率を年度初の 36%程度から年度末には 52%程度まで拡大させた。スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成 27 年度はスマートβ型運用が+2.57%（伝統的アクティブ運用は▲0.46%）とＴＯＰＩＸを大きく上回るとともに、アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に寄与した。（再掲） イ 国内債券パッシブ運用において、日銀のマイナス金利導入を受け、運用ガイドラインを改正し、各ファンドが想定する推定 TE の範囲を活用して柔軟な運用が行えることとした。 ウ 外国債券アクティブ運用の選定において、多様な運用プロダクトについて幅広く選定。具体的には、総合型運用プロダクト以外に、エマージング債券、ハイイールド債券及びインフレ連動国債をそれぞれ運用対象とする運用プロダクトを選定した。これにより外国債券に対する資金配分等において柔軟性が増した。 エ 外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。	（４） 収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、 - 国内株式アクティブ運用において、国内株式アクティブ全体の安定的な超過収益の確保のため、スマートβ型アクティブ運用の割合を増やした結果、+0.92%の超過収益率を確保した。 - 国内債券パッシブ運用において、柔軟な運用が行えるように運用ガイドラインを改正した。 - 超過収益の確保のためのマネジャー・ストラクチャーの見直し（外国債券） - 外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。 を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。		
			⑤ 外国債券の運用受託機関構成の見直しを行い、これに伴う資産の移管を実施する。	（５）運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。また、日本株の運用受託機関の選定等に際しては、企業に対す	⑤ 外国債券パッシブ・アクティブ運用受託機関に係る運用受託機関構成の見直しを行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制について精査した。 ●外国債券パッシブ・アクティブ運用 <table><tr><td>（第3次審査）</td><td>第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用</td></tr></table>	（第3次審査）	第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用	（５） 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関の見直しを適切に実施し、多様なプロダクトを選定して資金配分等における柔軟性を高めた。また、国内株式の総合評価において、スチュワードシップ活動を評価に組み入れた。さらに、国連責任投資原則（U N P R I）に署名したことに加え、スチュワードシップ推進グループを新たに立ち上げ、国内株式及び外国株式の運用において運用委託先を含めたE S G（環境、社会、ガバナンス）の要素を顧慮した取り組みの分析・評価などを行うこととしており、所期の目標を達成していると考ええる。
（第3次審査）	第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価（運用							

				るエンゲージメント活動を適切に評価しているか。		<table><tr><td></td><td>委託手数料の評価を含む。)を行った。この結果、新規応募の２１ファンド（うちリザーブファンド３ファンド）と既存の運用受託機関の９ファンドを選定した。（パッシブ６ファンド、アクティブ２４ファンド（うちリザーブファンド３ファンド））</td></tr></table>		委託手数料の評価を含む。)を行った。この結果、新規応募の２１ファンド（うちリザーブファンド３ファンド）と既存の運用受託機関の９ファンドを選定した。（パッシブ６ファンド、アクティブ２４ファンド（うちリザーブファンド３ファンド））	
	委託手数料の評価を含む。)を行った。この結果、新規応募の２１ファンド（うちリザーブファンド３ファンド）と既存の運用受託機関の９ファンドを選定した。（パッシブ６ファンド、アクティブ２４ファンド（うちリザーブファンド３ファンド））								
		⑥ 運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直すこととし、見直しにあたっては、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。			⑥ マネジャー・エントリーの導入について、運用委員会で２回審議を行い、平成２８年度の運用機関の公募からマネジャー・エントリー制度を活用することを決定した。導入決定を踏まえ、マネジャー・エントリー制の業務支援業者を選定するとともに、運用機関の選定及び評価に係る規定の改正を実施した。				
		⑦ 運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。	（６）運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討したか。		⑦ 国内債券ＢＰＩ国債型パッシブ運用において、運用委託手数料の削減、インハウスの固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、運用受託機関１ファンドを解約、１ファンドから資金回収し、インハウスの国内債券パッシブファンドへ資金配分（インハウス比率 平成２６年度３０．７％から平成２７年度６５．８％）を行った。				
（５）運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、物価連動国債	（４）運用対象の多様化 運用対象については、第１の１の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。新たな運用対象については、被	（４）運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については	（７）新たな運用対象について、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。その際、非伝統的資産	（４）運用対象の多様化 ① インフラストラクチャー、プライベートエクイティ及び不動産の各投資分野において、法務助言等業務に係る法律事務所を公募により採用し、ＬＰＳ（リミテッド・パートナーシップ）等への直接投資に係る法令上の検討を行った。 また、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ及び不動産の各投資分野において、投資戦略に係るコンサルタントを公募により採用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行うとともに、基本ポートフォリオに係るコンサルタントと協働し、基本ポートフォリオにおける非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオにオ	（６） 国内債券ＢＰＩ国債型パッシブ運用において、運用委託手数料の削減、インハウスの固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、外部の運用受託機関からインハウスのファンドに資金配分（インハウス比率平成２６年度 30.7%から平成２７年度 65.8%）するなど、インハウス運用の活用を進めており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。。	（７） 投資戦略に係るコンサルタントを採用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行うとともに、運用委員会において、基本ポートフォリオ上における非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオにオルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善効果等について審議しており、所期の目標を達成していると考えられる。			

	やREIT（不動産投資信託）等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。 また、具体的な運用対象資産の多様化については、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。	保険者の利益に資することを前提に、例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。 その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。	適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。 ② オルタナティブ投資の資産管理機関の公募及び選定を行う。	は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。	ルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善効果等について運用委員会において審議した。 ② 平成27年度においては、以下のとおり、オルタナティブ投資の資産管理機関の公募及び選定を行った。									
					<table><tr><td>公募</td><td>平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。</td></tr><tr><td>第1次審査</td><td>応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第2次審査</td><td>第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第3次審査</td><td>第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。</td></tr></table>	公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。	第1次審査	応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。	第2次審査	第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。	第3次審査	第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。	
公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。													
第1次審査	応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。													
第2次審査	第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。													
第3次審査	第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。													

	(6) 株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるE S G (環境、社会、ガバナンス) を考慮することについて、検討すること。	(5) 株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。 (6) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	(5) 株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。 (6) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。	(8) 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。 (9) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。また、満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。	(5) 株式運用における考慮事項 株式運用受託機関の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価することとし、所要の規定改正を行った。 (6) 財投債の管理及び運用 ① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。 ＜平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 「日本株パッシブ運用における運用受託機関の選定等に際しては、企業に対するエンゲージメント活動も適切に評価すべき。」との外部有識者の意見を受け、これまでも国内株式パッシブ運用のスチュワードシップ活動については、既存の運用受託機関に対して毎年実施する総合評価の中に組み入れているが、運用受託機関からのヒアリングも踏まえ、今後スチュワードシップ活動の評価ウェイトを高めることとしている。	(8) 株式運用の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価することとし、所要の規定改正を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
--	---	--	--	--	--	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I ― 4	透明性の向上

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
Twitter 情報発信	情報公開・広報活動の充実	－	30 回 （フォロワー数 5,442、閲覧回数 577,759）						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
Youtube 動画掲載	情報公開・広報活動の充実	－	5 回 （登録者数 252、視聴回数 4687）											
ホームページ訪問数（セッション数）	情報公開・広報活動の充実	562,914	570,950							－	－	－	－	－
										－	－	－	－	－
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
									従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫す	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国		3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、平成 2 3 年度に全面見直し（リニューアル）を行い、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 平成 2 7 年度は、その適切な管理等に加え、新たに Twitter に GPIF 公式アカウント及び Youtube に GPIF 公式チャンネルを開設することにより一層の情報公開・広報の促進に努めた。Twitter の GPIF 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、GPIF の職員の専門性の状況や株主優待物の処理状況など GPIF に対して国民が疑問に思っている情報の発信に努めた。また、四半期の運用状況の記者発表においては、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫するとともに、当日中に記者会見の模様を Youtube の GPIF 公式チャンネルに掲載した。さらに、理事長が対談	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、平成 2 7 年度は、業務概況書などの公表資料の迅速な情報公開に加え、より一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、新たに Twitter に GPIF 公式アカウント及び Youtube に GPIF 公式チャンネルを開設し、Twitter から 30 回（年度末のフォロワー数 5,442、閲覧回数 577,759）、Youtube から 5 回（年度末の登録者数 252、視聴回数 4,687）の情報発信を行った。理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載したほか、四半期の運用状況の記者発表においては、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫するとともに、当日中に記者会見の模様を Youtube の GPIF 公式チャンネルに掲載するなど、透明性の向上に努めたことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、A と評価する。

	るとともに、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。 また、運用受託機関等の選定過程や管理運用委託手数料の水準については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保すること。 さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	等の選定過程・結果を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。 運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、運用委員会の定めるところにより、一	民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めるととし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 （1）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。	＜評価の視点＞ （1）基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。 （2）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。	形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載した。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた所要の手続きを行った。 その他、ホームページの活用のみならず、国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、事業の透明性の向上に努めた。	（1）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載するなど説明に努めている。なお、平成27年度は、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど理解しやすい情報公開に努めた。 このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行う等、積極的な情報発信に努めた。	【評価の視点】 （1） 業務概況書において、新たに策定された基本ポートフォリオの分かりやすい情報公開に努めた。これに加え、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載した。これらにより、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （2） 年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表した。これに加え、新たに Twitter に GPIF 公式アカウント及び Youtube に GPIF 公式チャンネルを開設することにより一層の情報公開・広報の促進に努めた。これらにより、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
--	---	--	--	---	---	--	--

		定期間を経た後に議事録を公表する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。 (3) 各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については7月末までに、四半期の運用状況については8月末、11月末及び2月末を目途にホームページ等により情報を公開する。 (4) 監事及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。 (5) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。	(3) 各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。 (4) 監事及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。	(3) 平成26年度の業務概況書については、平成27年7月末までに、各四半期の運用状況については、各四半期終了後2カ月後を目途にそれぞれ市場への影響に留意しつつ公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書 (平成26年度)</td><td>第1四半期 (平成27年度)</td><td>第2四半期 (平成27年度)</td><td>第3四半期 (平成27年度)</td></tr><tr><td>H27.7.10</td><td>H27.8.27</td><td>H27.11.30</td><td>H28.3.1</td></tr></table> (4) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (5) ① 外国債券における運用受託機関の選定結果及びマネジャー・ストラクチャーの見直しについて、ホームページに掲載した。 ② 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。 ③ マネジャー・エントリー制度の導入過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。	業務概況書 (平成26年度)	第1四半期 (平成27年度)	第2四半期 (平成27年度)	第3四半期 (平成27年度)	H27.7.10	H27.8.27	H27.11.30	H28.3.1	(3) 適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (4) 適切に監事及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
業務概況書 (平成26年度)	第1四半期 (平成27年度)	第2四半期 (平成27年度)	第3四半期 (平成27年度)											
H27.7.10	H27.8.27	H27.11.30	H28.3.1											

			（６）運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の進め	（５）運用受託機関等の選定過程や管理運用委託手数料の水準については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性の確保が図られているか。 （６）運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の進めたか。	④ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成２７年日本版スチュワードシップ・コードへの対応状況について」を公表（平成２８年１月２８日）し、平成２７年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ⑤ 「平成２７年 日本版スチュワードシップ・コードへの対応状況について」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。 （６）外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、資産管理機関の選定を行った。 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（７年）経過後の議事録公表に向けた、所要の進め	（５）外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関及びオルタナティブ投資の資産管理機関の選定過程や手数料の水準については、運用委員会の審議を経ており、所期の目標を達成していると考え （６）適切に、運用委員会の議事録の公表の進め 〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	---	--	--	---

	酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。なお、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、運用委員会の審議を経るとともに、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議	なりリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。なお、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、運用委員会の審議を経るとともに、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。				及びモデルポートフォリオを変更する必要があることを確認しており、所期の目標を達成していると考え。 （３） 基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考え。 〈課題と対応〉 特になし
	（２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議	（２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議	（２）モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を行っているか。また、定期的な検証の必要性について			

	を経て、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。	を経て、これを変更する。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。		て検討を行ったか。		
	(3) 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能	(3) 基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を		(3) 基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮したか。	(1) 基本ポートフォリオ 平成26年10月31日に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認した上で、当該基本ポートフォリオを第3期中期計画における基本ポートフォリオとして継続することとし、中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。	

	性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。	下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。			
	(4) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 - 国内債券 3 5 % - 国内株式 2 5 % - 外国債券 1 5 % - 外国株式 2 5 % ・乖離許容幅 - 国内債権 ± 1 0 % - 国内株式 ± 9 % - 外国債券 ± 4 % - 外国株式 ± 8 % (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、	(1) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 なお、以下の定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 - 国内債券 3 5 % - 国内株式 2 5 % - 外国債券 1 5 % - 外国株式 2 5 % ・乖離許容幅 - 国内債権 ± 1 0 % - 国内株式 ± 9 % - 外国債券 ± 4 % - 外国株式 ± 8 % (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他			

		プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの) は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。				
	(４) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見	(５) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み	(２) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と	(４) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認めるときは、必要に応じて見直しの検討を行ったか。	(２) 基本ポートフォリオの見直し 運用委員会において、平成２７年度の市場急変に際し、ポートフォリオの状況等の報告を行ったほか、国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、各資産クラスの期待収益率等の見直しを行うなど基本ポートフォリオの検証を行い、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認した。	

	直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。	共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議を経て、変更する。			
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－6	管理及び運用に関し遵守すべき事項

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
スチュワードシ ップ活動に関す る運用受託機関 へのヒアリング 社数	スチュワード シ ッ プ 活 動 の 把握	2 0 社 （すべての国内株式 運用受託機関）	2 0 社 （すべての 国内株式運 用受託機関）						
スチュワードシ ップ活動に関す るアンケート回 答数	スチュワード シ ッ プ 活 動 の 把握	—	2 6 0 社 （対 象 4 0 0 社、回答率 6 5 %）						
アンケート回答 企業へのエンゲ ージメントに関 するヒアリング 数	スチュワード シ ッ プ 活 動 の 把握	—	3 1 社						
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度				
予算額（千円）	—					《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
決算額（千円）	—	—	—	—	—				
経常費用（千円）	—	—	—	—	—				
経常利益（千円）	—	—	—	—	—				
行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—				
従事人員数	—	—	—	—	—				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	5. 年金積立金の 管理及び運用に関 し遵守すべき事項 （1）受託者責任 の徹底 慎重な専門家の 注意義務及び忠実 義務の遵守を徹底 すること。	5. 年金積立金の 管理及び運用に関 し遵守すべき事項 （1）受託者責任 の徹底 慎重な専門家の 注意義務及び忠実 義務の遵守を徹底 する。	5. 年金積立金の 管理及び運用に関 し遵守すべき事項 （1）受託者責任 の徹底 慎重な専門家の 注意義務及び忠実 義務の遵守を徹底 する。	＜評価の視点＞ （1）慎重な専門 家の注意義務及び 忠実義務の遵守を 徹底したか。	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底 のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の 改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員 全員がポケットサイズの行動規範を携行することとした。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成す るコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間 の活動への影響については、適切に配慮した。また、株主議決権 の行使についても適切な対応を行った。これに加えて、運用受託 機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対 話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、上場会社向け に初めてアンケートを実施（J P X日経4 0 0対象企業に実施。 回答数2 6 0 社（回答率6 5 %））するとともに、アンケートの回 答企業のうち3 1 社を訪問し、ヒアリングを行い、運用受託機関

					況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成27年5月・11月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、毎年3月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。	のステュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。また、ステュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名した。これらを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。	
	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を	（2）市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないように努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 平成27年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。	【評価の視点】 （1） 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （2） 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。	（3） 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。

	行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	有について制限を設ける。 ② 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えると懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業	設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。 ② 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年２回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。	いよう、適切に配慮されているか。 （４）運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。 （５）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	した。 ② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延１１ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。 ウ 平成２７年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ５２ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成２７年度における行使状況は次のとおりである。 （国内株式） a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数： ２９ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数： ０ファンド b 行使内容 ●国内株式 （単位：延べ議案数） <table><tr><td></td><td>平成２７年度</td></tr></table>		平成２７年度	（４） 運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （５） 株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応しており、所期の目標を達成していると考ええる。
	平成２７年度							

		やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。			<table><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>186,920 (91.7%)</td><td>82 (3.3%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16,904 (8.3%)</td><td>2,405 (96.7%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>2 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>203,824 (100.0%)</td><td>2,489 (100.0%)</td><td>206,313</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：平成26年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">(参考) 平成26年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>146,677 (90.5%)</td><td>58 (2.9%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>15,443 (9.5%)</td><td>1,944 (97.1%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>162,120 (100.0%)</td><td>2,002 (100.0%)</td><td>164,122</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：23ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">平成27年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>192,410 (92.0%)</td><td>3,447 (47.9%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16,725 (8.0%)</td><td>3,703 (51.5%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td></tr></table>	行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	186,920 (91.7%)	82 (3.3%)	—	反 対	16,904 (8.3%)	2,405 (96.7%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	0 (0.0%)	2 (0.0%)	—	合 計	203,824 (100.0%)	2,489 (100.0%)	206,313		(参考) 平成26年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	146,677 (90.5%)	58 (2.9%)	—	反 対	15,443 (9.5%)	1,944 (97.1%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	合 計	162,120 (100.0%)	2,002 (100.0%)	164,122		平成27年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	192,410 (92.0%)	3,447 (47.9%)	—	反 対	16,725 (8.0%)	3,703 (51.5%)	—	白紙委任	0	0	—	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																																											
賛 成	186,920 (91.7%)	82 (3.3%)	—																																																																											
反 対	16,904 (8.3%)	2,405 (96.7%)	—																																																																											
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																																											
棄 権	0 (0.0%)	2 (0.0%)	—																																																																											
合 計	203,824 (100.0%)	2,489 (100.0%)	206,313																																																																											
	(参考) 平成26年度																																																																													
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																																											
賛 成	146,677 (90.5%)	58 (2.9%)	—																																																																											
反 対	15,443 (9.5%)	1,944 (97.1%)	—																																																																											
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																																											
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																																											
合 計	162,120 (100.0%)	2,002 (100.0%)	164,122																																																																											
	平成27年度																																																																													
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																																											
賛 成	192,410 (92.0%)	3,447 (47.9%)	—																																																																											
反 対	16,725 (8.0%)	3,703 (51.5%)	—																																																																											
白紙委任	0	0	—																																																																											

				<table><tr><td></td><td>(0.0%)</td><td>(0.0%)</td><td></td></tr><tr><td>棄 権</td><td>47 (0.0%)</td><td>41 (1.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>209,182 (100.0%)</td><td>7,191 (100.0%)</td><td>216,373</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：平成26年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">(参考) 平成26年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>158,519 (92.6%)</td><td>2,310 (43.8%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>12,637 (7.4%)</td><td>2,908 (55.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>41 (0.0%)</td><td>51 (1.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>171,197 (100.0%)</td><td>5,269 (100.0%)</td><td>176,466</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 エ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 平成27年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。 この評価結果は平成28年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。 ④ ア 平成26年度の委託調査研究「年金積立金管理運用独立行政法人におけるスチュワードシップ責任及びESG投資のあり方についての調査研究」において、国連責任投資原則等のグローバルなネットワークが支持を集めており、今後は影響力が増すことも想定されるため、投資家等の間での意見交換や情報収集の場として活用することが考えられるとされたことなどを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名を行い、運用受託機関が行っている投資先企		(0.0%)	(0.0%)		棄 権	47 (0.0%)	41 (1.0%)	—	合 計	209,182 (100.0%)	7,191 (100.0%)	216,373		(参考) 平成26年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	158,519 (92.6%)	2,310 (43.8%)	—	反 対	12,637 (7.4%)	2,908 (55.2%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	41 (0.0%)	51 (1.0%)	—	合 計	171,197 (100.0%)	5,269 (100.0%)	176,466	
	(0.0%)	(0.0%)																																											
棄 権	47 (0.0%)	41 (1.0%)	—																																										
合 計	209,182 (100.0%)	7,191 (100.0%)	216,373																																										
	(参考) 平成26年度																																												
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																										
賛 成	158,519 (92.6%)	2,310 (43.8%)	—																																										
反 対	12,637 (7.4%)	2,908 (55.2%)	—																																										
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																										
棄 権	41 (0.0%)	51 (1.0%)	—																																										
合 計	171,197 (100.0%)	5,269 (100.0%)	176,466																																										
		④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月28日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取	(6) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。		(6) スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名した。さらに、運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における課題の把握に努めたことに加え、上場会社向けに初めてアンケートを実施し、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。																																								

			りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。		業へのエンゲージメント活動の中で、これまで以上にE S Gを考慮した企業価値の向上や持続的成長のための自主的な取組みを促すこととした。 イ 平成２７年９月に全ての運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における課題の把握に努めた。運用受託機関のエンゲージメント活動における課題については、次のようなものがあった。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動の二極化。 ・長期的に持続可能な資本生産性の向上を目的としたエンゲージメントが多く実施されたことが確認された。 ・主に企業の短期的な業績について行う取材と長期的な企業価値向上のためのエンゲージメントの区別がされておらず、取材をエンゲージメントと捉えている事例も散見された。 ・厳選投資を行っているアクティブ運用については、スチュワードシップ・コードが導入される前から投資先企業とのエンゲージメントが実施されている傾向にある。 ・先行している運用受託機関においては、非保有企業に対しても、課題があると考える企業に対しては長期的な企業価値向上の観点からエンゲージメントを実施している事例が確認された。 ・長期保有し続けるパッシブ運用においては、エンゲージメント及び議決権行使に係るスチュワードシップ活動は社内のアクティブ運用の取材の一環として取り組まれている。そのため、アクティブ運用の投資対象及び投資対象候補に含まれない企業について網羅しきれていない傾向にある。 ウ 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、上場会社向けに初めてアンケートを実施するとともに、アンケートの回答企業を訪問し、ヒアリングを行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。	
（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	（７）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	（３）年金給付のための流動性の確保 平成２７年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成２８年２月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。	（７）年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利金などでキャッシュアウトに対応できていると、所期の目標を達成していると考えている。	

	しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。	その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（８）市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。	短期借入については、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。ただし、平成２７年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。	（８） 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考ええる。
	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（９）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するか。	（４）他の管理運用主体との連携 E S G及びリスク管理に関して意見交換するなど、相互に連携を図りながら協力するよう努めた。	（９） 他の管理運用主体と情報交換を行うなど相互に連携を図り協力しており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報									
I ― 7			管理及び運用能力の向上						

2．主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
高度で専門的 な人材数	管理及び運用 能力の向上	—	7 人						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	7．管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。 また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合に	6．管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。 また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合に	6．管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。	<評価の視点> （1）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力	6．管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 平成2 7 年度は、高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確化した。 ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取り組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材 イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材 なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した法人の審査により優秀な人材7 名を採用した（平成2 6 年度は若手職員等6 名採用、平成2 7 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて1 3 名採用）。 また、専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所	<評定と根拠> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材については、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を7 名採用した（平成2 6 年度は若手職員等6 名採用であり、平成2 7 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて1 3 名採用）。 また、専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭になることに加え、BCP環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により環境整備を行い、高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるために目標管理型による実績の定期的な評価方法を導入した。さらに、フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化を図るため、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムを平成2 8 年9 月から導入することを決定しており、所期の目標を達成したと考えられることから、B 評価とする。 【評価の視点】 （1） 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を7 名採用した（平成2 6

	は、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。 専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見も踏まえて、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。	は、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行う。 専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。	② 高度で専門的な人材の法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度を導入する。また、導入後は、適正な運用を行い人材の適時適切な配置等を行う。 ③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。 ④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に分かりやすい説明を行う。	を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。 （２）高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。 （３）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図ったか。 （４）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分か	が手狭になることに加え、ＢＣＰ環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により必要な環境整備を行った。 <table><tr><th>採用内訳</th><th>採用人数</th></tr><tr><td>スチュワードシップ・コード^①担当職員</td><td>1</td></tr><tr><td>オルタナティブ運用担当職員</td><td>3</td></tr><tr><td>運用リスク管理担当職員</td><td>1</td></tr><tr><td>市場分析・資産配分担当職員</td><td>2</td></tr></table> ② 高度で専門的な職員が法人に対する貢献度及び成果に対して適正な評価が行えるように２７年度の実績の評価から目標に対する成果を評価する制度を導入した。 ③ 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。 ④ 「役職員の報酬・給与等について」の中で、金融機関における役職員報酬のデータベース等の調査結果による民間資産運用業界の市場水準等の資料を含めた「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。	採用内訳	採用人数	スチュワードシップ・コード ^① 担当職員	1	オルタナティブ運用担当職員	3	運用リスク管理担当職員	1	市場分析・資産配分担当職員	2	年度は若手職員等６名採用であり、平成２７年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて１３名採用)。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭になることに加え、ＢＣＰ環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により環境整備を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （２） 高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるために目標管理型による実績の定期的な評価方法を導入しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３） 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （４） 「役職員の報酬・給与等について」において、民間資産運用業界の実態等を含めた職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
採用内訳	採用人数															
スチュワードシップ・コード ^① 担当職員	1															
オルタナティブ運用担当職員	3															
運用リスク管理担当職員	1															
市場分析・資産配分担当職員	2															

			⑤ 専門人材の強化等については、適宜、運用委員会へ報告するとともに意見を踏まえ推進する。	（５）専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進したか。	⑤ 専門的な人材の募集内容や採用状況を運用委員会で３回報告した。	（５）平成２７年度から高度で専門的な人材の採用を開始したことから、適宜、採用状況を運用委員会に報告しており、所期の目標を達成していると考ええる。
	（２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。 また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。	（２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。 また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。	（２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。 また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化など高度化の取組を進める。	（６）オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行ったか。 （７）リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。	（２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化を図るため、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムの導入に向け、外部機関が提供する既存のシステムと法人主体で新規開発を行う場合について情報収集を行い、導入に要する期間や一時費用・ランニング費用等について比較、検討し、外部機関が提供する既存のシステムを平成28年9月から導入することとした。 なお、システム導入に向け、調達仕様書を作成し、情報システム委員会等での審議、了承を経て、ホームページに調達公告を掲載（8月17日～9月4日、19日間）し、企画競争を実施。4者から提出のあった企画書（ヒアリングを含む）に基づく評価を実施の上、契約候補者を選定し12月25日付で契約を締結した。 さらに、リスク管理に関する情報収集の一環として、勉強会を２回開催した。	（６）オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについては、導入に要する期間や一時費用・ランニング費用等について比較、検討し、費用対効果を勘案した上で、外部機関が提供する既存のシステムの調達を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （７）フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化を図るためのツールを平成２８年9月から導入することを決定したことから、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし

金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。	金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。 また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討する。	コンサルタントを活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場に関する情報収集・分析を行う。 ③ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。 ④ 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。	立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。	に平成２８年２月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。 ③ 平成２７年５月に調査研究を担える体制整備として企画部に調査課を設置した。 <
---	---	---	--	---

	自ら共同研究者 又は委託研究機 関の守秘義務の 遵守状況を検証 する仕組みを構 築すること等 により、情報漏え い対策を徹底す ること。	自ら共同研究者 又は委託研究機 関の守秘義務の 遵守状況を検証 する仕組みを構 築すること等 により、情報漏え い対策を徹底す ること。		り、情報漏洩対 策を徹底した か。		
--	--	--	--	-------------------------	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－1		効率的な業務運営体制の確立							

2．主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
業務運営体制 の見直し	効率的な業務 運営体制の確 立	4件 （取組み数）	4件					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。
								決算額（千円）	
								経常費用（千円）	
								経常利益（千円）	
								行政サービス実施コスト（千円）	
								従事人員数	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を	(1) 中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 平成27年5月に年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事を2名置くことができることとなり、5月に管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2名体制とした。これに伴い、理事の職務を明確化するために「理事の職務に関する規程」(平成27年5月9日制定)を制定した。また、法人内で契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーを平成28年1月に設置した。 組織編成については、機能の強化及び牽制を図る目的から委託運用部門における運用と管理を分離し、運用管理に特化する運用管理室を11月に設置した。また、オルタナティブ投資を行うオルタナティブ投資課を室に格上げし、オルタナティブ投資室として平成28年3月に設置した。 さらに、主たる事務所を東京に置くことも年金積立金管理運用独立行政法人法の改正で明確になったこと、及び、	<評定と根拠> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、法人に必要な人員配置及び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行った。また、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 【評価の視点】 (1) 平成27年5月に理事2名体制、平成28年1月のリーガル・オフィサーの設置など法人に必要な人員配置及び運用管理室の設置やオルタナティブ投資室の格上げによる組織編成を行ったことから、所期の目標を達成していると考ええる。

	なる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。	った。 ・ネットワークシステムにおいて、情報セキュリティ対策としてURLフィルタリング機能を強化すると共に、メール保存方式改善による業務効率化を図ることとした。また、法人が貸与するモバイル端末による法人事務所外からの利用が可能となるよう、クライアント端末認証機能を追加した。 ・Webサイト閲覧において、ネットワークシステムとは分離した新たなインターネット接続環境を設け、ネットワークシステムのセキュリティレベルを低下させることなく、緊急時又は一時的な閲覧制限サイトへのアクセスが可能なオープンネットワークを構築した。 ・新事務所におけるペーパーレス化等による業務運営の効率化のために必要な対応について検討の上、回線、タブレット 40 台、WEB 会議システム、電子黒板、大型モニター等の機材設置、WiFi 環境の設営を行い、これらを利用可能な環境を構築した。 ・ネットワークシステム等の機能改善やセキュリティ強化のために必要となるネットワークの基盤等について、調査、検討の上、物理サーバを追加することとした。 (2) 伝統的資産の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（GPDR）システムの安定稼動に向け、以下の取り組みを行った。 ① 年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務 ・品質を確保すべく管理を徹底し、インシデント管理の徹底に努めると共に、構築した継続的改善活動のPDCAサイクルの実施状況について確認した。 ・外債の運用スタイル多様化に向け、新たなSWAP取引等や外貨建CBに係るGPデータ仕様の追加整備を行い、併せて、これらに係る帳票の改修についても対応した。 ② 年金積立金データ管理（GPDR）システム ・安定稼動を実現するため、運用業務におけるインシデント管理を徹底した。 ・定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告やステークホルダー間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追及及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響を回避し、結果として稼働率 99.5%を確保した。 ・標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。	〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	--	---	---	----------------------------

					③ 年金積立金データ管理（G P D R）システムの派生開発 ・運用手法の見直しや制度変更等に適宜対応するため、分析ツール接続データ変更対応、複合ベンチマークの日次対応、インフラ投資ファンドに係る帳票出力対応及びS W A P 取引について、システム対応を実施した。 （3）オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たなシステムの導入に向け、以下の対応を実施した。 ・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、G P D Rシステムを含めたシステム構想図を作成した。 ・オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たなシステムの導入にあたっては、機能要件及び非機能要件について調査、検討を行い、外部機関が提供するサービスを活用することとして調達を行った。 ・ホームページに調達公告を掲載（9 月 25 日～10 月 28 日、23 営業日）の上、企画競争を実施し、2 者より企画書の提出があり、企画書に基づく評価（ヒアリングを含む）を実施の上、評価会議を経て契約候補者を選定し、12 月 22 日付で契約を締結した。 （4）伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォリオ全体のデータについて、効率的な管理、活用が可能となる仕組みについて以下の対応を行った。 ・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、G P D Rシステムを含めたシステム構想図を作成した。 ・伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォリオ全体のデータを効率的に管理、活用するためのシステム開発にあたっては、機能要件及び非機能要件について調査、検討を行い、G P D Rシステムが有するデータウェアハウスとしての機能を活用してデータ統合処理を行うため、G P D Rシステムの機能追加のための派生開発による対応が望ましいこと、本機能追加後は現行機能と合わせて一体的に保守を行う必要があることを確認した。 ・官報に公示（10 月 15 日掲載）の上、11 月 13 日付でG P D Rシステムの保守業務受託者と契約を締結し、開発に着手している。	
--	--	--	--	--	--	--

1． 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－2		業務運営の効率化に伴う経費節減							

2． 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
一般管理費（退職 手当及び事務所移 転経費を除く。）及 び業務経費（シス テム関連経費、管 理運用委託手数 料、高度で専門的 な人材に係る人件 費及び短期借入に 係る経費を除く。） の合計額（千円）	業務運営の効 率化	2,223,068	3,122,635						
中期計画による節 減額（千円）	—	—	29,789					決算額（千円）	—
達成度	—	—	100%					経常費用（千円）	—
（参考）執行額（千 円）	—	—	2,039,252					経常利益（千円）	—
								行政サービス実 施コスト（千円）	—
								従事人員数	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3． 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
					業務実績		自己評価		
	2．業務運営の効率 化に伴う経費節減 中期目標期間中、 一般管理費（退職手 当及び事務所移転 経費を除く。）及び 業務経費（システム 関連経費、管理運用 委託手数料、高度で 専門的な人材に係 る人件費及び短期 借入に係る経費を 除く。）の合計につ いて、平成2 7 年1 0 月から始まる被 用者年金制度の一	2．業務運営の効率 化に伴う経費節減 中期目標期間中、 一般管理費（退職手 当及び事務所移転 経費を除く。）及び 業務経費（システム 関連経費、管理運用 委託手数料、高度で 専門的な人材に係 る人件費及び短期 借入に係る経費を 除く。）の合計につ いて、平成2 7 年1 0 月から始まる被 用者年金制度の一	2．業務運営の効率 化に伴う経費節減 一般管理費（退職 手当及び事務所移 転経費を除く。）及 び業務経費（システ ム関連経費、管理運 用委託手数料、高度 で専門的な人材に 係る人件費及び短 期借入に係る経費 を除く。）の合計に ついて、平成2 7 年 1 0 月から始まる 被用者年金制度の 一元化も踏まえつ	< 定量的指標 > 一般管理費（退職手当 及び事務所移転経費 を除く。）及び業務経 費（システム関連経 費、管理運用委託手 数料、高度で専門的 な人材に係る人件費 及び短期借入に係る 経費を除く。）の合 計について、基本 的方針等に基づき 新規に追加される ものや拡充される 分を除き、前年度 比 1．3 4 % 以上 の効率化を行った か。	2．業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成 27 年 10 月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成 26 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本の方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1. 34%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 （単位：百万円）		< 評定と根拠 > 評定：B 以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化については、適切に取組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、B 評価とする。 【定量的指標】 （1）平成 27 年度の予算額は、平成 26 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本の方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1．3 4 % の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。		
						26 年度 基準年度	27 年度		

	元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行うこと。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証	元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとと	つ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき平成２７年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成２６年度と比べて１．３４％以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとと	＜評価の視点＞ （１）中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行ったか。 （２）人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。 （３）給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員	<table><tr><td>節減対象経費（一般管理費及び業務経費）</td><td>2, 223</td><td>3, 123</td></tr><tr><td>中期計画による節減額</td><td>—</td><td>30</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>2, 039</td></tr></table> （注１）平成２７年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画による節減額（基準年度に対し１．３４％の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から１．３４％の効率化を行う。 （注２）単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。 （２）人件費については、国家公務員の給与改定に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、職員については平成２８年２月に「役員給与規程」及び「職員給与規程」を改正した。 （給与水準の適切性等） 年齢のみで比較した国家公務員指数は、平成２７年度で１２１．２と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、１０１．９と国に近い水準となっている。	節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123	中期計画による節減額	—	30	執行額	—	2, 039	【評価の視点】 （１）平成 27 年度の予算額は、平成 26 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．３４％の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。 （２）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材 7 名の採用のほか、正規職員 6 名及び臨時職員の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考える。 （３）学歴・勤務地域を加味した指数では、国に近い水準となっており、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。
節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123													
中期計画による節減額	—	30													
執行額	—	2, 039													

	した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の7の（1）により対応すること。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	もに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の6の（1）により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。	により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。	給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 （4）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。 （5）管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。	（3）管理運用委託手数料について、次のとおり節減に努めた。 相対的に手数料率が高い内外株式への配分により全体では9 2億円の増加となったが、国内債券パッシブについては、委託運用から自家運用への資産移管を行うことにより約2億円の手数を節減した。また、外国債券パッシブについても2 7年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約1億円の手数を節減した。なお、上記のほか、報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉し、手数料節減に努めた。	（4） 「役職員の報酬・給与等について」において、民間資産運用業界の実態等を含めた職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 （5） 適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。																										
3. 契約の適正化 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成2 7年5月2 5日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成2 7年5月2 5日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成2 7年5月2 5日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理	（6）法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。 （以下は調達等合理化計画における評価指標） ・事務所移転に関する調達について、二重に借料を支払う期間を短縮するよう効率的かつ適正な調達を行ったか。 ・随意契約の締結につ	3. 契約の適正化 （1）調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。 【契約の実績】 （単位：件、百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 26 年度</th><th colspan="2">平成 27 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(2. 6%) 2</td><td>(5. 9%) 738</td><td>(5. 7%) 7</td><td>(6. 8%) 1, 284</td><td>(250. 0%) 5</td><td>(73. 9%) 546</td></tr><tr><td>企画競</td><td>(46. 1%) 35</td><td>(9. 9%) 1, 233</td><td>(52. 8%) 65</td><td>(71. 3%) 13, 385</td><td>(85. 7%) 30</td><td>(985. 5%) 12, 152</td></tr></table>		平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(2. 6%) 2	(5. 9%) 738	(5. 7%) 7	(6. 8%) 1, 284	(250. 0%) 5	(73. 9%) 546	企画競	(46. 1%) 35	(9. 9%) 1, 233	(52. 8%) 65	(71. 3%) 13, 385	(85. 7%) 30	(985. 5%) 12, 152	（6） 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。 ・事務所移転に関する調達においては、課題及びスケジュールの管理を徹底し、新事務所への入居までの間に行う所要の工事の実施期間を可能な限り短縮し、当初計画に対し1 ヲ月前倒しでの移転実施により事務所借料の二重払い期間を1 ヲ月短縮したことから、所期の目標を達成していると考える。 ・随意契約の締結にあたっては、随意契約によることができる事由との整合性を図っており、契約審査会での審議を経ていることから、所期の目標を達成していると考える。 ・事務所移転に伴う事務什器の調達において、グリーン購入法の対象品目については、同法の適合製品であることを仕様書に明記し、環境物品を調達しており、所期の目標を達成していると
	平成 26 年度		平成 27 年度			比較増△減																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																										
競争入札等	(2. 6%) 2	(5. 9%) 738	(5. 7%) 7	(6. 8%) 1, 284	(250. 0%) 5	(73. 9%) 546																										
企画競	(46. 1%) 35	(9. 9%) 1, 233	(52. 8%) 65	(71. 3%) 13, 385	(85. 7%) 30	(985. 5%) 12, 152																										

	化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	組を着実に実施する。	組を着実に実施する。	いては、随意契約によることができる事由との整合性を図ったか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。 ・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るなど、運用委員会による適切なモニタリングがなされたか。 ・会計事務職員及び調達担当職員を政府主催の研修会に参加させるなど、不祥事の未然防止を図ったか。	<table><tr><td>争・公募競争性のある契約（小計）</td><td>(48.7%) 37</td><td>(15.8%) 1,971</td><td>(58.5%) 72</td><td>(78.2%) 14,669</td><td>(94.6%) 35</td><td>(644.1%) 12,698</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(51.3%) 39</td><td>(84.2%) 10,491</td><td>(41.5%) 51</td><td>(21.8%) 4,092</td><td>(30.8%) 12</td><td>(△61.0%) △6,399</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100.0%) 76</td><td>(100.0%) 12,462</td><td>(100.0%) 123</td><td>(100.0%) 18,761</td><td>(61.8%) 47</td><td>(50.5%) 6,299</td></tr></table> （注１） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２） 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。 （注３） 「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。 （注４） 一部の契約については、契約金額を非公表としているため、件数のみ計上している。 【一者応札・応募状況】 （単位：件、百万円） <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">平成 26 年度</th><th colspan="2">平成 27 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2 者以上</td><td>件数</td><td>34</td><td>94.4%</td><td>68</td><td>94.4%</td><td>34</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>金額</td><td>1,066</td><td>84.6%</td><td>13,539</td><td>92.3%</td><td>12,473</td><td>1170.2%</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者以下</td><td>件数</td><td>2</td><td>5.6%</td><td>4</td><td>5.6%</td><td>2</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>金額</td><td>193</td><td>15.4%</td><td>1,131</td><td>7.7%</td><td>937</td><td>484.7%</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>36</td><td>100.0%</td><td>72</td><td>100.0%</td><td>36</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>金額</td><td>1,259</td><td>100.0%</td><td>14,669</td><td>100.0%</td><td>13,410</td><td>1065.0%</td></tr></table> （注１） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２） 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争及び公募）を行った計数である。 （注３） 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。 （注４） 計数は、不落による随意契約は含まない。 （注５） 一部の契約については、契約金額を非公表としているため、件数のみ計上している。 （２）重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした	争・公募競争性のある契約（小計）	(48.7%) 37	(15.8%) 1,971	(58.5%) 72	(78.2%) 14,669	(94.6%) 35	(644.1%) 12,698	競争性のない随意契約	(51.3%) 39	(84.2%) 10,491	(41.5%) 51	(21.8%) 4,092	(30.8%) 12	(△61.0%) △6,399	合計	(100.0%) 76	(100.0%) 12,462	(100.0%) 123	(100.0%) 18,761	(61.8%) 47	(50.5%) 6,299			平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減		2 者以上	件数	34	94.4%	68	94.4%	34	100.0%	金額	1,066	84.6%	13,539	92.3%	12,473	1170.2%	1 者以下	件数	2	5.6%	4	5.6%	2	100.0%	金額	193	15.4%	1,131	7.7%	937	484.7%	合計	件数	36	100.0%	72	100.0%	36	100.0%	金額	1,259	100.0%	14,669	100.0%	13,410	1065.0%	考える。 ・随意契約を締結することとなる案件については、少額随契に該当するものを除き、契約審査会において審議を実施し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けており、所期の目標を達成していると考ええる。 ・外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関及びオルタナティブ投資の資産管理機関の選定過程や手数料の水準については、運用委員会の審議を経ており、所期の目標を達成していると考ええる。 ・会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に参加させ、研修内容等について調達担当部署において共有したことから、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
争・公募競争性のある契約（小計）	(48.7%) 37	(15.8%) 1,971	(58.5%) 72	(78.2%) 14,669	(94.6%) 35	(644.1%) 12,698																																																																										
競争性のない随意契約	(51.3%) 39	(84.2%) 10,491	(41.5%) 51	(21.8%) 4,092	(30.8%) 12	(△61.0%) △6,399																																																																										
合計	(100.0%) 76	(100.0%) 12,462	(100.0%) 123	(100.0%) 18,761	(61.8%) 47	(50.5%) 6,299																																																																										
		平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減																																																																										
2 者以上	件数	34	94.4%	68	94.4%	34	100.0%																																																																									
	金額	1,066	84.6%	13,539	92.3%	12,473	1170.2%																																																																									
1 者以下	件数	2	5.6%	4	5.6%	2	100.0%																																																																									
	金額	193	15.4%	1,131	7.7%	937	484.7%																																																																									
合計	件数	36	100.0%	72	100.0%	36	100.0%																																																																									
	金額	1,259	100.0%	14,669	100.0%	13,410	1065.0%																																																																									

					事務所移転関係の各分野について、平成 26 年度に企画競争により調達した事務所移転に係るコンサルタントを活用し、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 事務所移転に関する調達（賃貸人の指定等により随意契約によらざるを得ない契約を除く。）において、新事務所の賃貸借について一般競争入札（総合評価落札方式）により、事務什器については一般競争入札（最低価格落札方式）により調達を行った。 これらの調達にあたっては、仕様書等調達に必要な資料の効率的な作成に努めるとともに、課題やスケジュールの管理を徹底した。特に、新事務所の賃貸借については、内装工事に影響がない範囲で可能な限り入居までの期間を短縮することにより、当初作成した計画より 1 ヶ月前倒しで事務所移転を行い、新旧事務所に対する事務所借料の二重払いの期間を 1 ヶ月短縮した。 ② 随意契約による調達 新事務所における入居に必要な内装工事及びネットワークシステムの移設等、並びに旧事務所の原状回復工事について、随意契約によらざるを得ないものとして調達を行った。新事務所の内装工事及び旧事務所の原状回復工事については賃貸人の指定業者による工事が求められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するため、随意契約による調達を行った。 ネットワークシステムの移設等については、機器移設や当該移設のための再設計及び再構築を行うものであり、本件業務完了後もネットワークシステム受託者が管理するファイアウォール等セキュリティ対策等を含めたネットワークシステム全体の機能の継続利用が業務運営上不可欠であること、また、セキュリティ上サーバ室等のレイアウトを仕様書等により公表することができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するものとして、随意契約により調達を行った。 ③ 環境物品等の調達 事務所移転に伴う事務什器の調達において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の対象品目については、同法の適合製品であることを仕様書に明記し、環境物品を調達した。 （３）調達に関するガバナンスの徹底 ①随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件及び既に随意	
--	--	--	--	--	--	--

					契約による調達を行った案件で契約期間満了により改めて調達を行う必要がある随意契約案件については、少額随契に該当するものを除き、契約審査会において審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けた。 また、一般競争入札等による調達案件についても契約審査会にて審議し、調達に関する内部統制の向上を図った。 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、資産管理機関の選定を行った。 ②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に参加させ、当該職員の資質向上を図るとともに、職員間で研修内容等について情報共有することにより不祥事の未然防止を図った。	
--	--	--	--	--	---	--

		別表１のとおり	別表１のとおり		短期借入が必要となるような事態は生じなかった。	
		２．収支計画 別表２のとおり	２．収支計画 別表２のとおり			
		３．資金計画 別表３のとおり	３．資金計画 別表３のとおり			
		第５ 短期借入金 の限度額	第５ 短期借入金 の限度額			
		１．短期借入金 の限度額 ２０，０００億 円	１．短期借入金 の限度額 ２０，０００億 円			
		２．想定される 理由 予見し難い事由 による一時的な 資金不足等に対 応するため。	２．想定される 理由 予見し難い事由 による一時的な 資金不足等に対 応するため。			
		第６ 不要財産 又は不要財産と なることが見込 まれる財産があ る場合には、当 該財産の処分に 関する計画 なし	第６ 不要財産 又は不要財産と なることが見込 まれる財産があ る場合には、当 該財産の処分に 関する計画 なし	（２）実物資産に ついて、保有の必 要性、資産規模の 適切性、有効活用 の可能性等の観点 から見直しを行っ たか。	第６ 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画 なし	（５）該当なし
		第７ 第６の財 産以外の重要な 財産を譲渡し、 又は担保に供し ようとするとき は、その計画 なし	第７ 第６の財 産以外の重要な 財産を譲渡し、 又は担保に供し ようとするとき は、その計画 なし		第７ 第６の財産以外の重要な財産を譲 渡し、又は担保に供しようとするとき は、その計画 なし	〈課題と対応〉 特になし
		第８ 剰余金の 使途	第８ 剰余金の 使途		第８ 剰余金の使途 なし	

		なし	なし			
--	--	----	----	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報									
IV― 1			その他の業務運営に関する重要事項						

2．主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
情報セキュリ ティ自己点検 実施回数	情報セキュリ ティ対策の強 化	1 回	2 回						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。
標的型メール 訓練実施回数	情報セキュリ ティ対策の強 化	1 回	2 回						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	< 評価と根拠 > 評価：A
	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 法人は、平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」及び運用委員会が策定する「行動規範	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため、新たに内部統制委員会を設置するなど内部統制推進体制を整備するとともに、リスク管理やコン	(1) 平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項については、内部統制に関する規程の制定及び内部統制の基本方針の変更をするとともに所要の規程整備を行った。なお、業務フロー図の作成及び業務フローごとのリスク発生要因の分析・評価については整備に時間を要するため、外部機関の支援を受け平成29年3月末までに整備することとした。 (2) 内部体制の強化については、上記の業務方法書及び平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」を踏まえ、以下の取組みを実施。 ① 内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置するとともに、内部統制を担当する役員、内部統制	以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項の運用を実施するとともに、外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識向上を図るとともに、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告するなど内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。 加えて、内部統制の推進を図るため内部統制委員会を設置するとともに、弁護士を新たに採用して契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命し、コンプライアンス・オフィサーとともに運用ガイドライン及び契約等の事前審査することで法令遵守の確保等をより一層的確に実施できる体制を整備した。 さらに情報セキュリティ対策については、新たに規程を制定し、運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築に早期に取り組んだ(中期目標期間に検討するとされていたものを平成27年11月末までの7か月間で早期に構築)ほか、情報セキュリティ自

	制の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の	等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一	プライアンスの徹底を図る。 （２）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。 （２）「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。 （３）専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。	推進部門及び推進責任者を定めた。 ② 年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事が２名体制となったことから、規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化した。 ③ 弁護士を採用し、平成２８年１月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命した。 （３） 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。 ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営企画会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 ② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行することとした。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成２７年５月・１１月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、毎年３月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。 ③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月１回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。	己点検を２回、標的型メール訓練を２回実施するなど（平成２６年度はともに１回）、情報セキュリティの人的対策にも十分に取り組んでおり、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１） 内部統制委員会の設置や理事の職務分掌の明確化など内部統制等の体制の一層の強化を図っており、所期の目標を達成していると考え （２） 業務方法書に定めた事項の運用を実施しており、所期の目標を達成していると考え （３） 責任体制については、内部統制の基本方針及び内部規程において明確にされており、また、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、周知を図っており、所期の目標を達成していると考え
--	--	---	---	--	---	---

	再就職に関し適切な措置を講ずること。	層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。			また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「業務リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする内部統制委員会（平成２７年５月・１１月）に報告するとともに、役職員に周知することで業務リスクへの対応認識の共有を図った。 ④ 情報保存管理の体制の整備 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施した。 ⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。	
	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき、監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させること。 ３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき、監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の実効性を向上させる。 ３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認を行う。 また、法人の		（４）運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するように求めたか。	（４）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 ＜運用受託機関＞ ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避	（４）定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。

役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。	役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築する。			カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 8 6 号（8 6 号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、8 6 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 ＜資産管理機関＞ ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 8 6 号（8 6 号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、8 6 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 （5）内部監査 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について監査を実施した。 ① 平成27年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査を2回、情報セキュリティ監査を1回下表のとおり実施した。 ② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 <table><tr><th>監査実施 期 間</th><th>対象者及び部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td>管理部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr></table>	監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考		管理部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	
監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考									
	管理部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)									

		断されるものについて行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</
--	--	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				<table><tr><td></td><td></td><td>・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td></td><td>監査室</td><td>・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr></table>			・情報セキュリティ監査		監査室	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査												
		・情報セキュリティ監査																				
	監査室	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																				
			③ 出納責任者の交代に伴う特別監査を実施した。 ④ 特別監査の監査結果については、理事長へ報告を行い、報告後速やかに管理部長に対して監査報告を通知した。 ⑤ 監事監査との連携については、年度監査実施計画の説明、監査項目等の説明及び監査結果報告等を内部監査実施の各段階において行い、緊密な連携を図った。 (６) 監事監査 ① 監事による監査については、平成２７年度監事監査計画（平成２７年４月２４日通知）に基づき、下表のとおり実施された。 <table><tr><td>年 月</td><td>対象部室等</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>27.4～ 6</td><td>管理部 企画部</td><td>重点事項監査</td></tr><tr><td>27.6</td><td>管理部</td><td>平成２６年度決算(会計)監査</td></tr><tr><td>27.6</td><td>理事長</td><td>平成２６年度監査報告(内部統制を含む。)</td></tr><tr><td>27.11 ～ 28.2</td><td>全部室</td><td>業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)</td></tr></table> ② 平成２７年監事監査の充実・強化の取組実績 ア 「平成２７年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の実在意義・責務を役職員に周知 イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施 ウ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ＩＴガバナンスチェックリスト」を活用し、内部統制監査の効率化を推進 エ 会計監査人（年５回の連絡会議開催）及び監査室（随時の連絡会）との緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に	年 月	対象部室等	実施内容等	27.4～ 6	管理部 企画部	重点事項監査	27.6	管理部	平成２６年度決算(会計)監査	27.6	理事長	平成２６年度監査報告(内部統制を含む。)	27.11 ～ 28.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)	
年 月	対象部室等	実施内容等																				
27.4～ 6	管理部 企画部	重点事項監査																				
27.6	管理部	平成２６年度決算(会計)監査																				
27.6	理事長	平成２６年度監査報告(内部統制を含む。)																				
27.11 ～ 28.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)																				
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)																				

				係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 オ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 カ 監事監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、（d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施 （７）会計監査人の監査 会計監査人による監査については、平成２６年度決算に係る会計監査及び平成２７年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、平成２６年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。 <table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>27.4～5</td><td>平成２６年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>27.5～6</td><td>平成２６年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>27.6</td><td>平成２６年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>27.11 ～ 28.3</td><td>平成２７年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table>	年 月	実施内容等	27.4～5	平成２６年度の会計監査（期中監査）	27.5～6	平成２６年度の会計監査（期末監査）	27.6	平成２６年度の「独立監査人の監査報告書」受領	27.11 ～ 28.3	平成２７年度の会計監査（期中監査）	
年 月	実施内容等														
27.4～5	平成２６年度の会計監査（期中監査）														
27.5～6	平成２６年度の会計監査（期末監査）														
27.6	平成２６年度の「独立監査人の監査報告書」受領														
27.11 ～ 28.3	平成２７年度の会計監査（期中監査）														
		（３）リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充等を検討する。 （４）運用受託機関等との不適切な関係を疑わ	（５）リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。	（８）弁護士を採用し、平成２８年１月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命するとともに、運用受託機関等に対するガイドライン等の審査をコンプライアンス・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査をリーガル・オフィサーが行うこととし、法令遵守の確保等をより一層的確に実施できる体制を整備した。 （９）運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを役員交代時に説明し、所要の手	（５） 弁護士を採用しリーガル・オフィサーに任命するとともに、運用ガイドライン及び契約等の事前審査体制を整備しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。										

			れることがないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。 2. 監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき、監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の実効性を向上させる。 3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認を行う。 運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みの構築について検討を行う。	(6) 監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の実効性を向上させたか。 (7) 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認したか。 (8) 法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。	続きを行う等、適切な運用を行った。 2. 監事の機能強化等によるガバナンス強化 監事の機能強化については、これまでに監事を補佐する体制の整備として監事付を設置（平成27年1月）したほか、業務方法書の変更に併せて監事監査規程を全面的に見直し（平成27年4月1日施行）、理事長との定期的会合、厚生労働大臣提出書類の調査等について明文化するなど監事機能強化を行うための体制を整備した。また役員との定期的会合（年2回）、重要な会議への出席、重要書類の監事回付を実施するなど適宜対応することで監事機能の実効性の向上に取り組んだ。 3. 情報セキュリティ対策 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・日本年金機構の情報流出事案の発生を受け、情報セキュリティ委員会（第18及び19回）において法人ネットワークシステムにおける現状の情報セキュリティ対策（人的及びシステム上の仕組み）に関する情報共有を行うとともに、要機密情報の漏えい防止策について方針を決定、実施した。 ・法人ホームページに対する外部からのセキュリティスキャンが発生した事実を踏まえ、IPSやDOS攻撃防止機能等を導入し、日常的にセキュリティ監視ができる仕組みを構築した。また、各種フィルタリングサービスにより隔離されるメールを日次で点検するプロセスを開始した。 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を平成28年2月に実施した。この結果、インターネット（外部）から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。 ② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・平成27年5月～6月にNPO日本ネットワークセキュリティ協	(6) 業務方法書の変更に併せて監事監査規程を全面的に改正し、監事の機能強化等を行うための体制を整備するとともに、監事の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考える。 (7) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるために、情報セキュリティ自己点検を2回、標的型メール訓練を2回実施するなど（平成26年度はともに1回）人的対策を行ったほか、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を調達・実施しセキュリティ対策が有効に機能していることを確認しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (8) 運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程を制定し、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを早期に構築（中期目標期間に検討するとされていたものを平成27年11月末までの7か月間で早期に構築）しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
--	--	--	--	---	---	---

			4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 基本的方針を踏まえ、事務所の所在について所要の対応の検討を行う。 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図る	会が作成・運営するツール『情報セキュリティ理解度チェック』を使用したオンライン研修を実施し、臨時職員等を含む全ての役職員が受講した。 ・ H28 年 2 月に全ての役職員を対象とした集合研修を実施し、標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした講義を実施した。 ・ 年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 2 度（7 月/12 月）に亘り実施した。その結果、要機密情報の取扱いに関する一連の手順について組織全体としてほぼ浸透していることを確認した。 ・ 多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、より実践に近い内容の模擬メールを用いた訓練を 7～8 月及び 3 月の 2 度に亘り実施した。 ③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・ 「運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人自ら評価する仕組み」を構築するため、情報セキュリティ委員会における複数回の審議を経て「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」を制定・施行し、運用受託機関等のセキュリティ管理体制の評価方法（評価基準・評価項目）を決定した。この間、既存契約先との秘密保持条項の修正や証券会社等非契約先との覚書締結等に向けた交渉を重ね、11 月末時点ですべての管理対象先との契約等締結作業を完了した。また、年度末に向けては、運用受託機関等から入手した情報管理体制に係る自己評価結果やヒアリング結果等に基づき年度の評価作業を進めた。 4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）等を踏まえて、運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るには事務所が手狭であったため、コンサルタント会社（N T T ファシリティーズ）と契約し事務所移転に関する検討を行ってきた。事務所移転の際には、関係行政機関及び運用受託機関等との十分な調整を行い、平成 2 7 年 1 2 月に事務所を移転した。なお、関係行政機関とは移転前に数回の打合せを行った結果、平成 2 8 年 1 月までに全ての手続きを終えることで、業務に支障が生じないよう措置を行った。	
--	--	--	---	--	--

			ための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 5. 施設及び設備に関する計画 なし 6. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 7. 職員の人事に関する計画 (1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 (2) 職員の努力及びその成果を適正に評価す	(9) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直したか。 (10) 職員の努力及びその成果を適性に評価する人事	5. 施設及び設備に関する計画 なし 6. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会及び契約監視委員会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである 7. 職員の人事に関する計画 (1) 第2の1の(1)に記載のとおり (P. 49～50 参照)。 (2) 第2の1の(2)に記載のとおり (P. 50 参照)	(9) 平成27年5月に理事2名体制、平成28年1月のリーガル・オフィサーの設置など法人に必要な人員配置及び運用管理室の設置やオルタナティブ投資室の格上げによる組織編成を行ったことから、所期の目標を達成していると考える。 (10) 能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考える。
--	--	--	---	---	--	--

			る人事評価を実施する。 （３）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 （４）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	評価を実施したか。 （11）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。 （12）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。	（３）職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。 （４）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。 ①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>1 回</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>4 5 人</td></tr></table> イ 外部有識者研修 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 27 年度は、国内外の中央銀行の政策や商品市場の動向と見通しなど時宜にかなった話題を取り上げた。 <table><tr><td></td><td>27 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>5 回（4～3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>163 名</td></tr></table> ウ 外部セミナー等への参加 第 1 の 7 の（1）の④に記載のとおり（P. 47 参照） エ 海外研修等への派遣 国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。 <table><tr><td>出張月</td><td>場所</td></tr><tr><td>4 月</td><td>ブリスベン</td></tr><tr><td>4 月</td><td>ロサンジェルス</td></tr><tr><td>5 月</td><td>ロンドン</td></tr><tr><td>6 月</td><td>ニューヨーク</td></tr><tr><td>6 月</td><td>ロンドン</td></tr><tr><td>7 月</td><td>サンフランシスコ</td></tr><tr><td>9 月</td><td>シンガポール・ニューヨーク・</td></tr></table>	研修回数	1 回	参加人数	4 5 人		27 年度	研修回数	5 回（4～3 月）	参加延べ人数	163 名	出張月	場所	4 月	ブリスベン	4 月	ロサンジェルス	5 月	ロンドン	6 月	ニューヨーク	6 月	ロンドン	7 月	サンフランシスコ	9 月	シンガポール・ニューヨーク・	（11） 職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （12） 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
研修回数	1 回																															
参加人数	4 5 人																															
	27 年度																															
研修回数	5 回（4～3 月）																															
参加延べ人数	163 名																															
出張月	場所																															
4 月	ブリスベン																															
4 月	ロサンジェルス																															
5 月	ロンドン																															
6 月	ニューヨーク																															
6 月	ロンドン																															
7 月	サンフランシスコ																															
9 月	シンガポール・ニューヨーク・																															

					<table><tr><td></td><td>ロンドン</td></tr><tr><td>10 月</td><td>ボストン</td></tr><tr><td>10 月</td><td>マニラ</td></tr><tr><td>10 月</td><td>ドバイ</td></tr><tr><td>10 月</td><td>アブタビ</td></tr><tr><td>11 月</td><td>ソウル</td></tr><tr><td>1 月</td><td>デンバー</td></tr><tr><td>1 月</td><td>ダボス</td></tr><tr><td>2 月</td><td>ノルウェー</td></tr><tr><td>3 月</td><td>ボストン</td></tr></table> ②内部統制等研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2 回（2 月に集合研修）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>1 0 0 名</td></tr></table> イ 新人研修 平成 2 7 年度に採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、 2 月、3 月)</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>1 2 名</td></tr></table> ウ 英語研修 国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2 0 回（4 0 レッスン）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>6 人</td></tr></table> エ その他（自己啓発研修） 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 2 7 年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 0 回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>6 2 0 名</td></tr></table> ③専門資格取得等		ロンドン	10 月	ボストン	10 月	マニラ	10 月	ドバイ	10 月	アブタビ	11 月	ソウル	1 月	デンバー	1 月	ダボス	2 月	ノルウェー	3 月	ボストン	研修回数	2 回（2 月に集合研修）	参加延べ数	1 0 0 名	研修回数	7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、 2 月、3 月)	参加延べ数	1 2 名	研修回数	2 0 回（4 0 レッスン）	参加人数	6 人		平成 27 年度	研修回数	1 0 回	参加延べ人数	6 2 0 名	
	ロンドン																																											
10 月	ボストン																																											
10 月	マニラ																																											
10 月	ドバイ																																											
10 月	アブタビ																																											
11 月	ソウル																																											
1 月	デンバー																																											
1 月	ダボス																																											
2 月	ノルウェー																																											
3 月	ボストン																																											
研修回数	2 回（2 月に集合研修）																																											
参加延べ数	1 0 0 名																																											
研修回数	7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、 2 月、3 月)																																											
参加延べ数	1 2 名																																											
研修回数	2 0 回（4 0 レッスン）																																											
参加人数	6 人																																											
	平成 27 年度																																											
研修回数	1 0 回																																											
参加延べ人数	6 2 0 名																																											

					ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 その結果、平成２７年度末までに累計で３８名となった。 イ ＩＴパスポート資格取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び ＩＴリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（ＩＰＡ）が実施する国家試験 ＩＴパスポート資格取得に係る受講料について支援を行った。 その結果、平成２７年度末の合格者数の累計は１４名となった。	
--	--	--	--	--	--	--